

## 教育内容等に係るこれまでのご意見

### 1. 指定研修のあり方について

- 医療の質を確保しつつ、急性期から慢性期の場面まで幅広く対応することができる人材を養成することが必要である。
- 高度な専門性を持って患者の命を全人的に守っていくためには、幅広い系統的な教育が必要である。
- 養成課程は最小限の期間で設定し、例えば大学院では2年間でそれを含めた教育を行うということもあり得るが、論議は最小単位にして議論をすれば、むしろ柔軟性が高まるのではないか。
- 各分野の共通分野こそ重要な部分であり、領域は限定しない方が看護師は活動しやすく、分野毎に切れ目を作ることは現場のニーズとは合わない。
- 特定行為に応じた教育内容は、領域を設定して領域に基づく教育した方がよい。
- 医師が常に近くにいない在宅にかかる領域を含めてほしい。
- 習得したい行為が複数の領域にかかる場合は、複数領域の養成課程で研修を受けなくてはならないといったことのないようにすべきである。

### 2. 指定研修の具体的な実施方法について

- 幅広く系統的な教育を行うためには、大学院で教育を行うべきである。
- 医療機関を長期に離れる必要がある課程のみだと、十分なマンパワーのない地域医療等では研修を受講させられない。
- できる限り勤務を継続したままで実習等が実施できるような工夫をすべきである。
- より多くの看護師に指定研修を受けさせるためには、大学院等に限らず幅広い研修機関でできるようにすべきである。
- 地方にも研修機会があるように、適宜、eラーニングや通信教育も可能な仕組みにすべきである。

### 3. 指定研修に必要な教育内容について

- 養成課程においては、医学的な知識を基に正しい臨床判断ができる能力を身につける為に、解剖生理学や病態生理学など、医学的内容をしっかりと教育することが必要である。
- 病態生理学・臨床薬理学・フィジカルアセスメントの3P等により習得を目指す臨床推論や判断力は、領域によらず共通して習得すべきものでないか。
- 教育修了時に特定の医行為が全て一人前にできるというわけではなく、医行為の基本は養成課程で学ぶとしても、修了後に臨床で習得して一人前になるのであり、修了時の到達目標はそのレベルとなるのではないか。
- 養成課程ではベーシックな知識・技術の教育を行い、OJTで継続して養成していくことが前提である。
- 実務経験5年以上で2年間の教育課程は専門看護師の要件と重なる為、大学院の専門看護師コースに特定行為を実施するための教育を行う講座を設けることが考えられる。
- 教育内容等基準(案)における教育の枠組みについては異論はない。

### 4. その他

- 教育カリキュラムを規定するだけでなく、実際にシミュレーション教育等の必要な教育が行われているかを確認するシステムについても同時に検討する必要がある。
- 研修修了時には評価を行い、能力の獲得状況を確認すべきである。
- 能力を認証、認定看護師及び専門看護師との違いは何か整理する必要がある。